

議案第6号

東広島市教育委員会会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の制定について

東広島市教育委員会会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の制定について、次のとおり提案する。

令和2年3月17日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が制定され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22の2の規定に基づき任用される会計年度任用職員の任用に関し必要な事項を定めるため、この議案を提出するものである。

2 制定案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 根拠法令

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（会計年度任用職員の採用の方法等）

第22条の2 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第17条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、競

争試験又は選考によるものとする。

- (1) 一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの
- (2) 会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの
- 2 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。
- 3 任命権者は、前2項の規定により会計年度任用職員を採用する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならない。
- 4 任命権者は、会計年度任用職員の任期が第2項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
- 5 第3項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。
- 6 任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たっては、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。
- 7 （略）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市教育委員会会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則をここに公布する。

令和 2 年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市教育委員会会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用、勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考による採用)

第 2 条 会計年度任用職員の採用は、健康であり、かつ、職務の遂行に意欲的な者のうちから、選考により行うものとする。

2 会計年度任用職員の職務の区分は、次に掲げるとおりとし、その職の名称は、教育長が定める。

- (1) 高度の知識、経験、技能等を必要とする業務を行う職
- (2) 知識、経験、資格等を必要とする業務を行う職
- (3) 一般的な事務を行う職
- (4) 定型的な業務を行う職
- (5) 補助的な業務又は単純な労務を行う職

(選考の方法)

第 3 条 会計年度任用職員の選考は、任用される職に係る職務を遂行する能力及び当該職についての適正の有無を、教育長が定める基準に基づいて判定することによって行うものとし、必要に応じて、筆記試験、実地試験その他の方法を用いるものとする。

(選考の手続)

第 4 条 会計年度任用職員の選考は、公募により行うものとする。ただ

し、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 任用しようとする職に必要とされる知識、経験、技能等の性質が特殊であることその他の事情により、公募により難しい場合
- (2) 任用しようとする会計年度又はその前会計年度に置かれていた職（以下この号において「従前の職」という。）に任用されていた者を、当該従前の職と職務の内容が十分に類似し、かつ、職務の複雑、困難及び責任の度等が同等と認められる職に任用しようとする場合において、面接及び当該従前の職におけるその者の勤務実績に基づいて能力の実証を行うことができると教育長が認めるとき。

2 前項の公募は、次に掲げる事項を、インターネットの利用、市の広報紙への掲載、公共職業安定所への求人の申込みその他の方法により告知して行うものとする。

- (1) 選考の対象となる職についての職務及び責任の概要
- (2) 選考の結果に基づいて採用された場合の給与
- (3) 応募の資格
- (4) 選考の実施時期及び実施場所
- (5) 応募の受付の期間、応募の方法その他応募に際し必要な手続
- (6) 選考の方法の概要
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項
(任用の期間及び任用の更新)

第5条 会計年度任用職員の任用の期間は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日（次項において「当該会計年度の末日」という。）までの期間の範囲内で、教育長が定める。

2 会計年度任用職員の任用の期間の末日が、当該会計年度の末日前である場合において、教育長が特に必要があると認めるときは、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該会計年度の末日までの期間の範囲内において、その任用を更新することができる。

（再度の任用）

第6条 第4条第1項第2号の規定による任用は、能力の実証の結果が良好である者に限りすることができる。ただし、同一の者について、連続して4回を超えてすることができない。

（条件付採用）

第7条 会計年度任用職員の採用は、法第22条及び第22条の2第7項の規定による条件付採用（以下「条件付採用」という。）の期間の終了前に教育長が別段の措置をとらない限り、その期間が終了した日の翌日

に、正式のものとなる。

(条件付採用期間の継続)

第8条 条件付採用の期間（以下この条において「最初の条件付採用期間」という。）中に会計年度任用職員を他の職に任命した場合は、新たに条件付採用の期間が開始するときを除き、当該最初の条件付採用期間は引き続くものとする。

(条件付採用期間の延長)

第9条 条件付採用の期間の開始の日から1月を経過する日までの間に実際に勤務した日数が15日に満たない会計年度任用職員に係る条件付採用の期間は、当該会計年度任用職員の任用の期間を限度として、その勤務した日数が15日に達するまで延長するものとする。

(勤務時間、休暇等)

第10条 勤務時間については、東広島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年東広島市規則第75号。以下「勤務時間等規則」という。）に基づき、教育長が別に定める。

2 会計年度任用職員の休日、休暇等については、勤務時間等規則の定めるところによる。

(適用除外)

第11条 この規則の規定は、他の規則の規定により任用される会計年度任用職員には適用しない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関し必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 第2条の規定による会計年度任用職員の採用のために必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。